

(第6号別紙)

令和7年度 第2回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日時 令和7年12月24日(水) 午後3時00分から午後4時30分

2 会場 市川市役所 第2庁舎4階大会議室

3 委員の出欠 出席者 川野辺 修 市川市立第八中学校 校長
(10名) 芳賀 竜二 市川市立須和田の丘支援学校 校長
大池 正記 千葉地方法務局市川支局 総務課長
渡邊 祐平 千葉県市川警察署生活安全課 課長
(代理出席：浜野 雅輝)
大橋 愛生 市川市PTA連絡協議会 事務局長
岡本 尚之 市川市民生委員児童委員協議会 副会長
須賀 裕子 市川市こども家庭相談課 課長
酒井 雅彦 市川市少年センター 所長
吉野 貴子 市川市教育委員会指導課 課長
榎本 弘美 市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長
(代理出席：宮森 健治)

4 事務局 関口 一秋 指導課 主幹
所 拓弓貴 指導課 主査
田中 宗生 義務教育課 主幹
高井 俊孝 義務教育課 副主幹
三枝 聡 義務教育課 主査

5 議題 (1) 各機関・団体より
(いじめの相談その他取組等について)
(2) 本市におけるいじめの発生状況及び対応について

6 その他

【義務教育課 田中主幹】

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。私は事務局の義務教育課、田中と申します。よろしくお願いいたします。

資料の確認をいたします。

・資料確認

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの酒井所長にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を酒井所長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【少年センター 酒井委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の酒井と申します。本日の進行を務めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方にに基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ここで傍聴人の入室を許可しますが、傍聴の希望はございますか。

【事務局】

本日の傍聴者はありません。

【少年センター 酒井委員】

承知いたしました。

それでは、令和7年度 第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

本日の出席者ですが、今回は2回目の会議となりますので、お配りしました委員名簿での紹介に代えさせていただきます。なお、本日、新井小学校校長の清水委員、行徳警察署生活安全課課長林委員、義務教育課長森角委員は所用のため欠席されるとの連絡が入っております。

【少年センター 酒井委員】

それでは本日の議題に入ります。

はじめに、現在のいじめに関する取組や相談状況について、各機関・団体より報告をお願いします。報告順は名簿の順とさせていただきます、お一人3分を目安にお願いできればと思います。なお、ご質問等につきましては、全ての方の報告が終わった後をお願いしたいと思います。

それでは、第八中学校校長、川野辺委員よりお願いします。

【第八中学校 川野辺委員】

第八中学校の取組として、日頃の観察だけでなく、教育相談のアンケートを学期に1回行っています。そこで、いじめを把握することがあります。くわえて、相談室があるので、そこであがってきた情報を相談部会で共有して対応をしています。また、生徒指導部会を週に1回設けています。このように子供の情報をキャッチして組織で対応しています。

未然防止の試みとして、本校は昨年度まで「いじめ劇」という子供たちが考えた劇を通して、全校生徒でいじめについて考える機会を設けていました。しかし、道徳的な意味がねらいなのか、劇をすることがねらいなのか定まっていなかったため、今年度は、1～3年生を縦割りグループを作り、道徳的な事柄を話し合う全校道徳を行いました。生徒指導主任を中心に授業を展開し、成果が大きかったと考えています。

あわせて、本校は今年度、船橋市立宮本中学校の先生をお招きして、人権の道徳を行いました。いじめの根本にあるのは人権侵害だと考えています。そのような意味では自分の境遇で悩まれたご本人の話の聞いたことで、子供たちのためになったと認識しています。

全校道徳や人権の道徳、学年道徳、地域の方をお招きしての道徳等の活動は子供たちにはとても刺激があると思っています。引き続き予防という意味で、このような活動を行っていきたいと思っています。

【須和田の丘支援学校 芳賀委員】

これまでもお伝えしてきましたが、本校では言葉でうまく表現できず、自分の感情を言葉ではない表現方法で伝える子供たちが多くいます。日々「いじめとは」ということを教職員が考えながら、「相手に嫌な思いをさせてしまった」「人から嫌なことをされた」「うまく伝えられない」などの子供たちの気持ちや行動の様子を読み取って、学校として安全安心に過ごせるように、いじめと子供同士の関わりによる事故の防止に向けて共通理解を図り取り組んでいます。学級、学年、学部、職員会議での情報共有、また、月1回の生徒指導部会や校内支援会議等で、特別支援教育コーディネーターを中心に小中高で対応の検討等を行っています。学習においては、特別な教科道徳の授業を中心に「人への感謝」「友達に優しくする思いやりの気持ち」「友達と協力する」「仲間を大切にする」「仲間の良いところを知る」「命の大切さを考える」など、人との関わりについて学ぶ学習を行っています。先日、駅伝大会があり、たすきを渡すときの渡し方について学習しました。どのように渡したら嬉しいのか、嫌な気持ちにならないのかなどを、実際にロールプレイングしながら考える学習をしました。他者を知ること、他者への関わりについての学習に丁寧に取り組んでいくことで、いじめ防止につなげるようにしていきたいと考えています。また、家庭だけでなく、放課後等デイサービスとも連携を取り、学校等の様子を共有していくことも、いじめ防止にはとても大切だと感じております。

【法務局 大池委員】

法務局は、法務省の地方組織であり、法務省人権擁護局の施策に従って、全国の各法務局で統一的な活動を行っています。法務局のいじめ対策の取組として、2つ御紹介致します。御紹介の前に、本日は資料を2つお配りしました。

資料1が「令和7年度こどもの人権SOSミニレター」に関する報道発表資料です。「全国的に法務局ではこういう施策をやっています」というものです。資料2が、インターネ

ット上の人権侵害についてです。現在、SNS等を通したインターネット上のいじめなどが社会問題となっているので、参考としてお配りしました。

それでは、法務局市川支局が今年度いじめ問題に関して、市川市内でどのような活動を行ってきたかを申し上げます。

1つ目としては、この報道発表（資料1）にもあるとおり、「こどもの人権 SOS ミニレター」事業を法務局で行っています。学校における「いじめ」をはじめ、体罰や家庭内の虐待などの問題に対して、全国の小中学校の児童生徒に、「こどもの人権 SOS ミニレター」というものを配布しています。この SOS ミニレターは、料金受取人払いの便せん兼封筒になっており、悩み事などを書いて投函してもらえれば、届いたミニレターに人権擁護委員や法務局職員が丁寧に返事を書いて、本人が希望する場所へお送りするというものです。これを通じて、学校の先生や保護者にも相談することができないような子供の悩み事などを的確に把握して、学校や関係機関との連携を図りながら、子供をめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。具体的な相談事例は、資料1の別添1に載っています。今年度、市川市内の小中学校からは現時点で53通のミニレターが届いており、そのうち「いじめ」に関するものが15通ありました。返信した担当者宛てに再度手紙が届くことや翌年度もミニレターを送ってくれる児童生徒も見受けられます。この SOS ミニレター以外の相談窓口としては、この資料1の2枚目の表に記載されています。電話による「こどもの人権110番」やLINEを使ったチャット形式の「LINEじんけん相談」を実施していますので、周知したいと思います。

2つ目としては、人権擁護委員が中心となって実施している「人権教室」があります。この活動は、主に小学生を対象に総合的な学習の時間などを利用して実施しています。子供たちに思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうことを目的とし、ビデオや紙芝居・絵本など、様々な工夫をした教材を活用して行っております。今年度、市川市内の小学校においては、現在まで34校で「人権教室」を開催しており、市内のほとんどの小学校で実施しています。今年度もまだあと3か月ありますので、市内、ほぼ全ての小学校を回れると思います。

「人権教室」は主に小学生が対象ですが、中学生向けには「人権講演会」として実施しています。こちらの方は弁護士資格を持った人権擁護委員が講師をしています。冒頭、資料2としてお配りしたものが教材の一例ですが、これは、現在、社会問題となっているSNSを通したインターネット上のいじめをテーマとした「人権講演会」で使用した冊子です。資料2のような冊子を教材として中学校にお配りし、人権侵害に関する授業をしています。今年度はこれまでに市内4校の中学校で開催しています。毎年1年間に5校ずつ回って、中学校3年間で、3年生になるまでの間に1回は「人権講演会」を受けられるよう、実施しています。他にも、幼稚園での紙芝居を使った「人権教室」の開催や、各年代に適した教材等を使用することによって、市内の各学校において人権教室等を開催しています。法務局としての活動は以上となります。

【市川警察署 渡邊委員（代理：浜野）】

前年度、事件として取扱いのあったいじめの事案に関しては、市川警察署の管内で3件ありました。内容は控えますが、これはいじめと言えるのかという内容のものもありました。学校内で行われていることや保護者が強く要望をしたこともあり、いじめ事案となっ

たものについては、学校と連携を取りながら対応しています。それ以外にも、相談段階で、警察が当事者に指導、注意警告をして、解決に向かったという事案もありました。明らかな事件でなくても学校で指導が難しいものに関して、警察から違った目線での指導もできると思います。保護者の反応を見ながら、ご相談いただければと思います。

保護者への説明が十分でなく、教育委員会まで申し立てる場合も多くあります。実際に学校の指導により、当事者同士が話し合いで解決をしているにもかかわらず、保護者が納得できず、警察沙汰になるという事案が発生することが多いと感じています。学校が被害者に対するケアや保護者に対して丁寧に説明をしていただいて、理解を得ていくしかないと思います。学校からの説明が足りず、納得できないという方が多くいますので、説明の機会を十分に持っていただければ、収めやすいと考えています。

その一方で、先ほど法務局からの説明にあったように、ネットいじめは、どうしても潜在化しやすいものだと思います。いじめが、人目につくところで行われることは多くはないとは思われますが、暴力であれば体に外傷が残る、金銭を要求されると家庭のお金が急激に減るなどして目に見える形で発覚することが多いと考えられます。しかし、ネットの中でのいじめは、目につかないところで行われてしまうので、エスカレートし潜在化しやすいという特徴があります。各機関で、予兆をキャッチした時にはエスカレートする前に、早期解決に向けて組織として対応し、警察にも相談していただければと思います。

【PTA連絡協議会 大橋委員】

数年前のコロナ禍でPTAの活動が大きく変化してきていて、今のPTA活動は転換期だと考えています。以前の活動内容に戻すのではなく、それぞれの学校のPTAが内容を考え、今の時代にあった形で活動するようにしています。共働き世代が増えてきているので、PTAの業務をスリム化し、縮小する流れもありますが、行事をこなすことだけを目的にするのではなく、子供たちのためという目的を忘れずに活動していこうと考えています。また、登下校の見守りや教室での声掛けなどを通して子供たちの小さな変化に気付けるようにPTA連絡協議会からPTAの委員には伝えていきます。

このような中で、いじめ対策の第一歩として、大人が今の子供たちの環境を正しく把握するということが大事だと考えています。先ほどから話題に上がっているSNSなどを通じた現代のいじめは目に見えない場所で起こりやすいです。そこで、最新のネット環境とトラブル事例を伝える機会を多く設けるようにしています。私の学校でも6年生の担任の先生と相談をし、授業参観のときに少年センターから派遣していただいた講師の先生に保護者と子供たちに向けてSNSとの関わり方について授業をしてもらいました。「SNSの種類や正しい使い方」「実際のトラブル事例」「文字だけでの思いの伝わり方、感じ方」などについて学ぶことができました。他の学校でもこのような活動をするようにPTAでも取り組んでいます。

保護者同士が顔見知りであるということも、子供たちの安心感につながると考えています。例えば、保護者同士も相談しやすい関係性があれば、トラブルが小さなうちに相談し解決できる可能性が高まると思います。保護者が孤立しないことが結果として、子供の心の安定につながると考えています。PTAで声をかけて活動に参加することで様々なお母さんやお父さんに顔見知りができるので、情報交換の場が増えるのではないかと思います。

学校と保護者の関わりでも、何か問題が起きたときに責任を追及し合うのではなく、お

互いに思いやりながら解決に向けて対話できるような関係を目指していく必要があると思います。そこで、信頼関係を構築することがいじめ防止の最善の策ではないかと考えています。学校の苦勞も理解し、保護者の不安を伝えるなど、お互いの情報を共有することで信頼関係が生まれると考えています。

先日、中学校の学校運営協議会と小学校3校の学校運営協議会で話し合う機会がありました。その協議会の中で、いじめをなくすブルーリボン活動というものを子供たちが中心となって12月に行っていると話題に上がりました。子供たちがブルーリボンをつけるだけではなく、保護者や地域の方もブルーリボンをつけ、みんなで見守っていくという意見が出て、学校と保護者、地域の連携につながる話合いになったと思います。話合いや情報共有の場を作っていくのがPTA活動の大事な役割だと考えています。これからもその役割を担っていければと思います。

【民生児童委員 岡本委員】

民生委員は、3年に1度改選があり、12月1日に430人近くが新たに任命されました。そのうち新人は約70名です。全部で18地区あり、地区ごとに毎月会議を開いています。毎回ではありませんが、各地区の学校の校長先生や生徒指導主任に来ていただいて、現在の学校の状況を情報共有しています。このように新しい委員の方々にも、学校の状況や問題などを理解していただいて、協力してやっていきたいと考えています。我々も関係機関と連携しながら、子供たちに寄り添った姿勢で協力していきたいと思っています。

【こども家庭相談課 須賀委員】

こども家庭センターは今年度で2年目で、母子保健と児童福祉が一体となり、18歳未満のお子様の相談や子育て支援、特に家庭内の支援を行っています。また、児童虐待の相談員が22名配置されていて、県の児童相談所と連携しながら日々取り組んでいます。いじめについて、子供から直接相談を受けることはこれまでありませんでしたが、学校職員や保護者の方、特にお母さまからの相談を多く受けています。いじめについてではなく、学校の対応に関する不安や、先ほど警察の方から被害者の保護者からの相談が多いという話がありましたが、当課では逆に加害者の保護者の方からの相談が多いです。自分の子供が起こした問題が学校で広まっていて不安であるなどの相談が何件かありました。具体的な内容は言えませんが、令和6年度と7年度で、いじめというキーワードを挙げると相談は11件ありました。

当課は虐待の未然防止が主になります。実際に虐待のリスクがある場合は学校から聞取りを行い、当課から子供にアプローチしていくなどして、学校と連携しながら協力しています。

なお、虐待について、過去5年間の平均値の相談の延べ件数が1万8000件あります。その中で虐待相談の受付だと、1年間で1300件、月にすると、108件になります。この傾向は、大きく変化はありませんが、ケースの内容自体は複雑化していて、日々対応に追われています。

最後に、18歳未満の子育て家庭の相談を受け、協力と支援につなげるという業務も行ってまいりますので、学校も何かお困りのことがありましたら、連絡いただきたいと思います。

【少年センター 酒井委員】

先ほどお話がありましたように、少年センターでは各学校の要望に応じて、インターネットトラブル防止出張授業を行っています。その中で、いじめにつながりかねない LINE でのトラブルについても扱っていて、表情を伴わない文字だけでのやりとり、写真を勝手に拡散しない、広げないという初歩的などころも指導しています。今年度は現在までに 31 校、39 時間、延べ 7,935 人に対して授業を行いました。

昨年度は一年間で 7,637 人でしたので、インターネットトラブル防止に力を入れている学校が多くなっていると感じています。また、3 学期以降も複数の学校から依頼が入っていますので、足を運ぶことになっています。

この他の事業として、少年相談員が 3 名いて、電話、Eメール、面接による相談を受けています。最も多いのは家庭生活、親子の不和です。次いで、不登校、健康に関すること、その後に学校生活やいじめのことについての相談が多く寄せられます。その内容については、各学校に情報共有をし、問題解決に当たっています。

いじめに関わることとして、インターネットトラブル防止授業と少年相談員による相談事業を行っているので、今後も学校と連携しながら、それぞれの問題解決に努めていきたいと考えています。

【指導課 吉野委員】

当課は、関係機関と連携しながら、いじめの未然防止、起こった場合の解消に向けて、対応しています。12月に各学校の生徒指導主任が参加する生徒指導主任会という会議があり、いじめは組織で対応するというを中心に話し合いました。いじめを認知した場合に、学校が組織として対応できるように、いじめ対応のフローを整理し、そのフローに沿って組織として対応していくように周知しました。その内容については、今後校長会等でも周知し、各学校がいじめを認知した場合、担任等が一人で抱え込むことがないように組織で対応できるように連携を図ってまいりたいと考えています。いじめの発生状況については、この後担当の方から報告をしますが、様々な案件について指導課にも報告が入ってきます。まずは、いじめを起こさないという未然防止について学校と連携し、いじめが起こった場合の解消に向けても対応してまいりたいと考えています。

【学校地域連携推進課 榎本委員(代理：宮森)】

日頃より当課の事業にご理解ご協力ありがとうございます。本日は、学校支援実践講座の進捗状況について、担当宮森よりお伝えします。学校支援実践講座は、いじめの未然防止を柱とした市川市独自の講座となります。講座の実行者が地域支援者となり、小学校や中学校の交流会に参加します。交流会とは、小学校や中学校の主に道徳の授業で架空事例をもとに、人間関係のトラブルについて意見交流を行う場面に参加し、子供たちの意見をコーディネートしていくもので、PTAの方や民生委員の方にたくさん参加していただいています。令和7年度は2月6日までに、29校、132学級で交流会を実施する予定となっています。また、地域支援者は延べ733名に関わっていただく予定です。今年度の交流会に参加した児童・生徒からは、「いじりといじめの違いについて話せた。」「それぞれ感じ方が違うことが分かった。」という声が挙がりました。教員からも「児童生徒が自分のこととして考えられた。」「普段では考えきれないような良い機会になった。」という声が挙

がっています。何よりも、地域支援者が各班に入ることによって、普段発表できない子供たちが発表できたり、地域の方と話すことで、いろいろな考えが深まったりしたという意見が多く挙がっています。これからもこの事業を続けていきたいと思っていますので、地域支援者の方を募集しています。少しでもご興味のある方がいましたら、当課までご連絡いただければと思います。

【少年センター 酒井委員】

ありがとうございました。ただ今、各委員の方よりご報告やご説明がございましたが、それについて、何かご質問やご意見がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

(ここからは非公開)

その他に移ります。「市川市いじめ防止対策委員会」について、事務局よりお願いします。

【義務教育課 田中主幹】

7月に行われました第1回会議でも概要を説明しましたように、本市には3つのいじめ対策組織がございます。そのうち2つは教育委員会が所管する組織で、1つが本日行われている「いじめ問題対策連絡協議会」です。

もう1つは「いじめ防止対策委員会」で、1月末～2月上旬に開催予定となっております。本日協議した内容についていじめ防止対策委員にも共有させていただきます。本市のいじめ問題の状況について、各委員よりご助言をいただく予定です。以上です。

【少年センター 酒井委員】

ありがとうございました。本日予定された内容は終了いたしました。その他で何かございますか。無いようでしたら、事務局から連絡をお願いいたします。

【義務教育課 田中主幹】

本日はありがとうございました。本協議会は年間2回の実施ですので、定例会としては本日で終了となります。今年度末までまだ数か月残っておりますが、この場をお借りしてお礼申し上げます。本日の会議録を作成後、委員の皆様へ送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を変更し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開いたします。

【少年センター 酒井委員】

以上で第2回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和7年12月24日
市川市いじめ問題対策連絡協議会